懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

記

1 非違行為の概要

本件は、平成29年7月と平成30年3月の2度にわたり発生した公金紛失及び平成29年度 涌谷町一般会計決算書作成における不適切な事務処理並びに会計課における数年来の 過大、過小収納金の不適切な事務処理に関し関係職員を処分を行ったものである。

- 2 処分発令日 平成30年12月7日
- 3 被処分者、処分の種類
 - ・企画財政課 参事兼課長 58歳 減給(給料の10分の1を2か月) 処分事由:7月及び3月の公金紛失当時、会計管理者としての管理監督責任。 平成29年7月の公金紛失の際に過大、過小収納金及び所持金により補 填し、その報告を怠ったこと。数年来にわたる過大、過小収納金の 管理及び処理が不適切であったこと。
 - ・総務課 参事兼課長 58歳 戒告 処分事由:3月の公金紛失の事案を報告された後において、調査等の初動対応及び 議会等への報告が遅れたこと。
 - ・税務課 課長 58歳 戒告 処分事由:7月及び3月の公金紛失における管理監督責任。
 - ・会計課 会計管理者心得兼課長 58歳 戒告 処分事由:平成29年度涌谷町一般会計決算書の作成にあたり、公金紛失に伴う決 算書上の処理において事務処理が不適切であったこと。
 - ・税務課 再任主査 62歳 戒告 処分事由:7月及び3月の公金紛失において、2度にわたり紛失金と同額の納付金を 取り扱い、公金紛失との関わりが深いこと。
 - ・税務課 課長補佐 57歳 文書訓告処分事由: 当時納税班長としての管理監督責任。
 - ・会計課 会計班長 48歳 文書訓告 処分事由:会計班長としての管理監督責任及び7月の公金紛失の際、所持金を補填 したこと。
 - ・議会事務局 局長 54歳 厳重注意 処分事由:平成27年度会計課長時に過大・過小収納金の管理及び処理が不適切で あったこと。
 - ・税務課 納税班長 47歳 厳重注意処分事由: 当時納税班主幹としての管理監督責任。